

ご活用ください

そば生産者対象の補助事業

町の農業振興施策の一環として耕作放棄地等の解消を図るため、町ではそば生産者に対する支援をしています。

【そば種子無料頒布事業】

町内の農地でそばを生産する方を対象に種子を無償で頒布します。

対象者

町内耕作者
※平成27年度以降に無料頒布を受けた方は、対象となりませんのでご注意ください。

3年間は、自己収穫種子を蒔いていただきます。

種子の品種

しなの1号

頒布量 10a当たり6kg

頒布時期 7月中旬

申し込み

申込書は、産業経済課農政係にありますので、5月31日(木)までにお申し込みください。

その他

頒布した種子を蒔かなかつた場合などは、種子返却または相当額の返還を請求します。

【そば刈取り事業】

御代田町農業機械維持管理業務・運営業務委託契約を締結している団体にそばの刈取りを依頼した場合、刈取り料の一部を町が補助します。

補助金額

10a当たり1万円の刈取り料のうち、3千円を町が補助します。

申し込み

9月上旬に、昨年度そば生産実績のある方を対象に申込書を送付しますので、刈取り料の補助を希望される方はお申し込みください。新規の方は産業経済課農政係へお問い合わせください。

【そば生産者補助金交付事業】

そば生産者が町の認める事業所に出荷した場合、玄そばの出荷量に応じ、販売価格1kg当たりに補助金を上乘せる事業です。

対象者

町内の農業者自らが、町内の農地で生産した玄そばを普通そば(しなの1号)を町長が定める事業所に出荷した方

補助金額

玄そば販売量1kg当たり200円以内(補助金額は、その年の総出荷量により変動します。)

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係
(32)3113

平成30年産からの米政策について

米政策は、平成30年に大きな転換期を迎えます。主な変更点は次のとおりです。

①生産数量目標の配分の廃止

適正在庫と米価安定のため、国が目標値を示した上で生産が行われてきましたが、今年産から廃止され、代わりに「生産数量目安値」が設定されます。より一層、農家と地域・JA等が連携し、米価の安定や所得向上に向け、需要に応じた適正生産に取り組みが必要があります。

②米の直接支払交付金の廃止

米の作付に対し、国から交付金が支払われていましたが(平成29年度は10a当たり7千五百円)、今年度から廃止されます。なお、転作作物への交付金については継続されます。

今後とも地域農業の現状を踏まえ、水田の活用や効率的な農業生産のあり方について、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

産業経済課農政係
(32)3113

ごんにちは農業委員会です

農業委員会事務局(32)3113

大丈夫ですか？

被覆資材の風対策

春らしい陽気になり、畑での農作業が始まってきました。毎年、この季節は、風で被覆資材(防霜シート、マルチ等)が飛ばされる事象が発生しています。

飛散した被覆資材は、電線にひっかかったり、線路や道路をふさいでしまったりと大きな事故の原因となるおそれがあります。これらを使用する際は、次の対策を行い、飛散に注意しましょう。

●古い資材を使用する場合は…

被覆資材に破れ等があると、風の侵入による飛散の原因となります。使用前に破れ等がないか確認し、被覆資材を二重に使用する場合は、古い資材が下側になるよう使用してください。

気象情報により強風が予想される場合や地形的に風が強く吹く圃場で被覆資材を使用する場合は、見回りを実施するなど、十分な対策を行ってください。

●地面にしっかりと固定しましょう

止め金などを使用し、地面に確実に固定してください。また、止め金の間隔が広い場合は、風が侵入し、被覆資材が飛散する原因となるため注意してください。マルチは、しっかりと土がかかっていることを確認してください。



夏白菜適正生産の継続をお願いします

夏白菜は、主な需要である漬物消費量の減少により、7月期(7月1日～8月10日)を中心に価格が低落するおそれがあります。

これまでの5年間、生産者の皆さまには、需要に見合った生産量となるよう「適正生産」に取り組み始めていただきました。取り組み開始から3年間は、おおむね安定した価格で販売され、一定の所得が確保されました。その後2年間は豊作傾向で、市場への供給が過剰となり、取り組み開始以前ほどではないものの価格の落ち込みが見られています。

また、依然として漬物需要に大きな変化は見られず、安定的に所得を確保するためには、継続して「適正生産」に取り組むことが必要です。

本年産においても、7月期の出荷が、需要に見合った適正量となるよう、ご協力をお願いします。

なお、作付計画や代替品目等についてのご相談は、管轄するJA佐久浅間または佐久農業改良普及センターまでお問い合わせをお願いします。

お問い合わせ先

佐久農業改良普及センター

0267(63)3168

御代田町産業経済課農政係

(32)3113

「活用ください」耕作放棄地解消事業補助金

荒廃した農地を復旧し、耕作を再開する場合、その経費に対する補助金を交付する事業です。

対象農地

農業振興地域内の農用地で、農業委員会が農地として利用すべきと判断した耕作放棄地交付条件

○解消後、10年間は荒廃しないよう耕作および管理すること

○貸借の際は、農地利用集積計画等により利用権設定すること

補助率

町が定める作業ごとの単価表により算出した経費の2分の1以内

その他

○過去に補助対象となった農地は対象となりません。

○事業着手後の申請は認められません。必ず着手前に申請してください。

お問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113

点検実施について 「はしご付き消防自動車」

佐久広域消防本部に配備されている「はしご付き消防自動車」は、主に佐久広域管内4階建て以上の中高層建築物災害を対象とし、消火・人命救助出動等に備え導入されてから10年が経ちました。

今後、「はしご付き消防自動車」を安全に使用するにあたり、「重大事故につながる不具合」の未然防止には、メーカーの専門技術者による分解・点検整備、老朽化および劣化した部品交換が必要となります。道路運送車両法で義務付けられている安全基準の適合状態を維持するため、製造メーカーに車両ドック入りし専門技術者による検査と整備を受けますので長期間に渡り運用停止となります。

「命を救う車のいのちの点検」にご理解をよろしくお願いいたします。

点検期間

4月中旬～7月31日まで

※点検期間中の対応は状況に応じ「上田地域広域連合消防本部」のはしご車出動を要請します。

お問い合わせ先

佐久広域連合消防本部警防課

0267(64)0119

防災 知識

その23

今回は地震についての知識と御代田町における地震の被害想定を紹介いたします。

○マグニチュードと震度の違い

マグニチュードは地震のエネルギーの大きさを震度は各地域での地震の揺れの大きさを表します。

一般的にマグニチュードが大きくても、震源が深い場合や深い場合は震度が小さく、逆にマグニチュードが小さくても、震源が近い場合や浅い場合は震度が大きくなります。

○地震の揺れの状況

震度1…

屋内にいる人で揺れを感じる人もいます。

震度2…

屋内にいる人の多くが揺れを感じます。

震度3…

棚の食器が音を立てることがあります。

震度4…

眠っている人のほとんどが目覚めます。歩行中の人も揺れを感じます。

震度5弱…

家具が動いたり、食器や本が落ち、窓ガラスが割れることもあります。

震度5強…

タンスなどの重い家具が倒れたり、自動販売機が倒れることもあります。

○御代田町の被害想定

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった規模の地震や将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を公表しています。

お問い合わせ先

総務課防災情報係

(32)3111